

公益財団法人 福岡市中小企業従業員福祉協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会（以下「協会」という。）の定款第13条第3項及び第27条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償の支給基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、協会定款第21条に規定する役員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、協会定款第10条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(常勤理事の報酬等)

第3条 常勤理事の報酬等は年間500万円までの範囲内とし、理事長が、理事会の承認を得て定めるものとする。

(非常勤の役員及び評議員の報酬等)

第4条 非常勤の役員及び評議員が、理事会、評議員会その他の会議に出席したときは、協会定款第27条及び第13条の規定に基づく報酬等として、一日当たり10,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、福岡市職員の身分を有する役員及び評議員に対しては報酬等を支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用については、協会旅費支給規程に基づき支給することができる。ただし、前条の会議にかかる旅費はこれを支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会の設立登記の日から施行する。